

厚生経済常任委員会会議録

令和6年6月20日（木）

令和6年6月20日（木）午前10時から厚生経済常任委員会を第一委員会室に招集した。

- 出席した委員は、次のとおりである。

委員長 中村 勝彦

委員 日向 正 岡部 紀久雄 小林 真理子
小野 公秀 佐藤 浩美 萩原 哲也

- 欠席した委員

副委員長 矢崎 友規

- 委員以外で出席した者は、次のとおりである。

議長 平塚 悟

- 説明のため出席した者は、次のとおりである。

政策秘書課長	前田 政彦	総務課長	手塚 秀司
財政課長	田口 俊	市民課長	土橋 美和
環境課長	坂本 豊	福祉総合支援課長	志村 裕喜
子育て支援課長	矢口 成彦	介護支援課長	町田 享子
観光商工課長	廣瀬 仁	農林振興課長	丹澤 英樹
建設課長	野田 一寿	ぶどうの丘支配人	大村 山治
政策秘書課	廣瀬 亮	総務課	樋口 透
市民課	松沢 則子	環境課	森 一幸 中村 俊彦
福祉総合支援課	河村 敬	磯谷 多恵	
子育て支援課	雨宮 明日香	向山 映子	
介護支援課	内藤 智子	雨宮 久美子	
観光商工課	奥山 清	金子 猛	
農林振興課	有賀 博	八巻 一也	石原 久誠
建設課	岩波 一貴	田村 俊彦	名取 伸二 中村 憲史
ぶどうの丘	山下 政仁		

- 職務のため出席した者は、次のとおりである。

書記 菊嶋 大地 星野 楓

- 会議に付された案件は、次のとおりである。

議案第40号 甲州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

議案第41号 甲州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第42号 甲州市指定介護予防支援事業者の指定に関する事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

議案第43号 甲州市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

議案第48号 山梨県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

〔開会 午前10時02分〕

- 委員長（中村勝彦君） 初めに、議会広報編集委員会から撮影の申出があり、これを許可しておりますので、ご承知おきください。

矢崎副委員長より欠席の申出がありましたので、ご承知おきください。

ただいまの出席委員7人、定足数に達しておりますので、厚生経済常任委員会を開会いたします。

議長挨拶

- 委員長（中村勝彦君） 議長が見えておりますので、挨拶を受けます。

- 議長（平塚 悟君） 皆様、おはようございます。

皆さんご承知のとおりのところかと思いますが、昨日国会において、地方自治法の一部改正ということがありました。成立いたしました。国の指示権の拡大ということで、災害時等における国の指示権の拡大ということでもありますけれども、その中には、もちろん地方との調整の場、協議をする場を設けるということが、努力義務ということになりました。

ただ、実際問題として、大規模な災害等が起きたときには、国の協力、また各地方自治体からの協力ということが必要になってまいります。1月に起きた能登半島地震も、いまだ復旧復興の途上にあります。

本日7時から、ぶどうの丘において、能登半島地震に対するチャリティーコンサート開催されます。我々議員は、寄附行為は禁止されているわけであります。ただ、こうしたチャリティーコンサート等に参加すること等で、また、支援の輪ということは可能でありますので、もしご参加できる方いらっしゃいましたらご協力をよろしくお願いいたします。

それと、本日の厚生経済常任委員会では、重要な条例案等の審査もございます。また、視察等、その他の案件も多数ございますが、慎重審査重ねてよろしくお願い申し上げます。ご挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

- 委員長（中村勝彦君） ありがとうございます。
-

開 議

- 委員長（中村勝彦君） これから本日の会議を開きます。

本日の議題につきましては、6月4日の本会議において当委員会に審査を付託された条例案4件、その他案件1件の審査をお願いいたします。

なお、審査終了後のその他の件につきましては、事前に質問をいただいておりますが、追加の質問がある委員は、この後、最初の休憩中に、私委員長へ申出をお願いいたします。

議案第40号

- 委員長（中村勝彦君） まず、議案第40号 甲州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

（当局説明）

- 委員長（中村勝彦君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（中村勝彦君） 一つ確認ですけれども、特定の記録媒体ということで、その記録された媒体の保管方法について、どのような保管を。電子的なものなので、CD-ROM、それとか、これに準ずるものというのは、個人情報保護条例等もある中で、保管は義務づけられておりますけれども、そういったリストを作って、保管する際の保管方法、今、ファイルであれば棚でありますけれども、こういった保管方法を考えていられるのかなと。

矢口子育て支援課長。

- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えいたします。

子育て支援課のデータの保管に限らせていただければ、個人情報につきましては、データ上は全てシステム内で管理しておりまして、既にCD-ROMやUSBメモリーといったものは使用しておりませんので、基本的には、データ上の管理という形になっていきます。

- 委員長（中村勝彦君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（中村勝彦君） 議案第40号についての質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第40号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（中村勝彦君） ご異議がないので、さよう決しました。

議案第41号

- 委員長（中村勝彦君） 次に、議案第41号 甲州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

（当局説明）

- 委員長（中村勝彦君） 説明は終わりました。

この議案に対しまして質疑の通告が出されておりますので、初めに指名いたします。

小林委員。

- 委員（小林真理子君） 通告をしてありますので、三つ、最初にまとめて質問させてい

たきます。

先日的一般質問で、高野議員への質問に対しての答えで、受入れ体制に対しても支援をしていきますというような話だったので、ちょっとそのあたりについて伺っていきたいと思います。

現在、各施設での3歳未満児の利用状況と今後見込まれる需要に対して、各施設で3歳未満児の追加受入れ可能人数を一つ。

二つ目として、各施設の定員に対する利用率または利用者数、全体の。

三つ目に、現在の定員の決定の過程について、お答えをお願いします。

- 委員長（中村勝彦君） 矢口子育て支援課長。
- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えいたします。

現在、公立保育所の保育所につきましては、利用状況は36名、そして、新規受入れの可能人数は22名。なお、保育士の確保ができれば、最大あと28名受入れが可能となっております。

私立8か所のこども園につきましては、利用状況は229人、新規の受入れ可能人数は31名となります。

現在の各施設の定数に関する利用率、また利用者数についてですが、各施設の定数ですが、公立4か所の保育所につきましては、利用定員は285人に対して、利用者数93人、入所率33%。私立8か所の認定こども園につきましては、利用定数592人に対し、利用者数561人、入所率95%となります。

あと、定数の決定の過程についてですが、各施設とも原則としまして、保育室や職員等を勘案し、実態に見合った利用定数とすることを目指しておるところです。

以上でございます。

- 委員長（中村勝彦君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） 私も一般質問聞きながら少し単純計算をしていて、ゼロ歳から3歳未満児のところで、ゼロ歳は、今、課長のお答えの中にもあったんですが、保育士の確保ができればもっとさらにということで、ゼロ歳児は、保育士1人当たり見られるのは3人で、1歳児、2歳児は保育士1人当たり6人と。

現在どのくらいの人数が甲州市の中で通っているか。今ご答弁いただいたのは、市外の方も入っているかもしれないので、そうすると、合わせても53人くらいということになるんですが、130人くらいの子どもが毎年生まれていると仮定して、私も、あと5割くらい

新規の需要が見込まれた場合、保育士どれくらい必要かというのを計算したところ、ゼロ歳の場合は25人、1歳児は12人、2歳児が12人、合わせると大体50人くらいの保育士が必要になると思われるんです。

でも、新規の需要が見込まれた場合なので、それも課長の答弁の中でもあったんですが、新規の需要も見込まれる可能性もあると。そうすると、この50人どうやって確保していくかというのを施設に任せるだけでいいのかという問題も出てくるのですが、支援をしていきますというようなご答弁もあったので、具体的にどんなことを考えていらっしゃるのか、お願いできますか。

- 委員長（中村勝彦君） 矢口子育て支援課長。
- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えいたします。

需要が増した場合の保育士の確保についてですが、利用定員枠に余裕のある公立保育所につきましては、もし、この無償化をするに当たって、需要が増えたという場合については、ハローワークや、やまなし保育士・保育所支援センターの活用を行い、また、各保育所の保育士の方々に、お知合いでお仕事を離職された方にも復職していただくなど、保育士の確保には、待機が出ないように努めたいと考えております。

また、令和7年の新規入所の申込みを、本年11月に実施することになっておりますので、この9月から無償化を実施するに当たって、その2か月の推移を見る中、私立の認定こども園と連携をし、申込状況を踏まえて、利用定員の増や保育士の確保について協議のほうを行っていきたいというように考えております。

- 委員長（中村勝彦君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） そうすると、年度途中で私立の定員は増減をさせない。増やさずに、公立のほうで年度内は対応をしていくということでしょうか。
- 委員長（中村勝彦君） 矢口子育て支援課長。
- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えいたします。

先ほど私立の受入れ数で申し上げましたが、31名ということで、あと、公立につきましては、保育士をあくまでも確保前提なんですけど、最大50名ということで、基本的に私立、保護者はどこの保育所でもいいということではなくて、やはりここの保育所がいいということで決められるかと思っておりますので、個々の保育所と連携をしつつ、基本的には年度途中ですので、なかなか私立も95%まで入所率がいつていますので、その場合、保護者との話合いの中で、公立で受けるような対応を取っていききたいなどは考えております。

- 委員長（中村勝彦君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） 私立のほうで兄弟とかという事情もあると思うので、兄弟が先に通っている保育園、認定こども園などに預けられるのが一番理想かなとは思いますが、できるだけそのあたりは柔軟に。私立のほうで対応できるのであれば、柔軟に受け入れてもらうほうがやはり。

仕組みは用意しましたというだけではなくて、ちゃんとそのフォローまでつながっていないと、やはり子育て世帯の支援にはつながらないと思うので、公立で対応しますと言いつ切るのではなくて、できるだけそのあたりは、年度替わったときにはもちろん定員を少し私立のほうで増やしてもらうなど協議もあると思うんですが、少しそのあたりを柔軟に対応していただきたいと思います。

- 委員長（中村勝彦君） 矢口子育て支援課長。
- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えいたします。

小林委員のおっしゃられましたとおり、最悪のとりでが公立ということで、なるべく保護者の意向に沿った園の入所が可能になるよう取り組みたいと思っております。

以上です。

- 委員長（中村勝彦君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） ありがとうございます。ぜひそのようにお願いしたいと思います。

それともう一点、先ほど課長の保育士の確保のために、復職してもらうとか、離職している方に呼びかけをしていくとか、ハローワークを通じてとか、いろいろ人材を見つけていくというのはそれもありと思うんですが、やはり保育士の給料というのを上げていかないと、高いところへ保育士さんも行くと思うので、そのあたりもやはり併せて考えていかないとならないのではないのかなと思います。

だから、公立はなかなかもう市の条例で決まっているので、難しいとは思いますが、私立のほうとかも、国の何か補助メニューがもしあるのであれば、そういうのを利用しながら少し手当を増やしていくとか、やはり市独自の施策を打っていかないと、無償化しただけでは解決できない問題というものもあるのかなと思いますが、そのあたりいかがでしょうか。

- 委員長（中村勝彦君） 矢口子育て支援課長。
- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えいたします。

国のほうでもこども家庭庁を、令和4年に設置をして、子育ての施策にはかなりメニューを増やして、市のほうでもその情報をつかんでいるところであります。また、保育士の確保についての施策につきましても、国のほうの情報を速やかにつかみながら、市の施策に反映できるような取組を考えていきたいと思います。

ただ、民間の保育士の雇用に関してなんですが、各事業所のほうの判断により決定されているものであることから、市としまして、民間への個別の保育士の人件費とか、市が支援する等考えているのは、現在のところはございません。

以上でございます。

- 委員長（中村勝彦君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） 大変私たちが望んでいたこの保育料の無償化ということが実現して、大変皆さん喜んでいるし、ありがたいことだと思っています。

それを前提の上で、今、小林委員が話をしていた保育士の処遇改善のことなんですけれども、私、前から、国で処遇改善ということが打ち出されたけれども、私立のほうはそうのようにやったけれども、公立についてはその当時の課長さんのお話だと、例えば会計年度も、市の庁内の職員と同じ待遇だから変わらないということを何度も聞きました。

しかし、例えば保育園の中の担任をすれば、会計年度さんの中でも段階が上がるとか、そういう工夫をして少しでも処遇を改善しないと、私立の方は結構独自に努力されていると思うんですけれども、公立はなかなか確保できていないというのが実情ではないかと、今でさえ思うんですよね。

ですので、これだけもし今ゼロ歳の人たちが、今度は無償になった、保育園に入れて私も働こうと思った人がたくさん出たとすると、それに対応できる保育士の確保ができないと思うんです。

なので、国の様子を見てとか、そういうことの前に、市でこういう施策を打ち出したわけだから、これを機に保育士の、特に会計年度さんの保育士さんがたくさんいるわけですから、処遇を改善するという、そういう方向性を、これを機に打ち出していきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

- 委員長（中村勝彦君） 矢口子育て支援課長。
- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えいたします。

保育士の処遇の改善についてですが、これも国においてですが、今まで小林委員がおっしゃられましたとおり、ゼロ歳児に対して保育士が、3名に対して1名というようなこ

とで定められていますが、来年度から、国で、ゼロ歳児につきましては2人に1名、そして、2歳児につきましては5人に1人ということで、また、3歳児以上につきましては15人に1人、そして、4歳児以上につきましては、今まで30人に1名だったところが、25人に1名ということで、かなり手がかかるといいますか、保育士の勤務の手間が、ある程度軽減されるような改正が行われますので、当市としまして、それに準じて、保育士の1人当たりに児童を充てる改正を行っていきたいとは考えておりますので、その分で改善が、ある程度保育士の労働の軽減が図られるのかなとは考えておるところです。

以上です。

- 委員長（中村勝彦君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） とすると、ますます保育士が足りなくなるということが考えられますよね。だから、そこを確保するにはやはり処遇改善。給与を上げていくということが目に見える形で必要だと。そうしないと、穴が空いてしまうと。一般質問で私も、学校の先生が穴空くと言いましたけれども、そういう現象が起こってしまう、保育士さんに対しても。と思うんです。

ですので、ぜひすぐに、子育て支援課長がやりますとか言いたいけれども、言えないと思いますけれども、ほかの課と相談していただいて、総務課とか財政課とかいろいろ相談していただいて、ぜひこれはやらないと、せっかくいい制度をつくったけれども、現実問題できなくなってしまうということになったら、どういうことかということになってしまうので、子育てに力を入れる市ということを打ち出すのであれば、そういうベースとなる保育士の働き方。働き方というよりも、処遇。

本当に今、低賃金というかで頑張っておられると思うんですけれども、そこを一般職員と同じですという、そういうことではないと思うんです。子どもたちの成長と命を預かる専門性のある仕事として、専門職としての待遇がやはり必要だと思うので、そこはぜひやっていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

- 委員長（中村勝彦君） 矢口子育て支援課長。
- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えいたします。

先ほどのおっしゃられました処遇改善の部分についてですが、保育士の確保も含め、非常にこれは重要な問題と認識しておりますので、また、総務課とも話をする中、検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

- 委員長（中村勝彦君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） ぜひよろしくお願いします。

これは単に処遇というだけではなくて、子育て支援という政策の一つというふうに位置づけてやっていただきたいと思います。

それから、もう一つ続けていいですか。

先ほど、私立の認定こども園の入所率が95%、そして、公立は33%とおっしゃったんですけれども、ここについての分析というか、そういうこともされているかもしれませんけれども、今ははっきり言って、私立のほうが人気があって、今、お兄ちゃん、お姉ちゃんがいれば、新しくゼロ歳の子どもを預けたいというときには、私立へ殺到することが考えられる。

では、公立で賄っていくとおっしゃいましたけれども、それなら、公立をどういうふうにしていこうかという、委員会も去年やってきて、そういう将来に向けての方向も出したかもしれないけれども、公立の入所率の低さについて、どのようにこのところを考えていこうと、その分析とそれをどうしていこうというようなお考えはありますか。

- 委員長（中村勝彦君） 矢口子育て支援課長。
- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えいたします。

まず、民間の保育所についてですが、定員が多ければ、子ども1人当たりの給付費の単価が下がり、また定員が小さければ、保育の給付単価が上がることになることから、利用定員の設定の違いにより、給付費に差が生じるというようなことで、保育所の運営に直接影響が出るため、民間としては4月1日現在で、なるべく100%に近い入所率を維持するよう保っているところです。

ただ一方、公立においては、運営費は市独自になりますので、利用定員と実際の保育所の保育室の面積等、保育士数は一致していないんですが、あくまでも面積を基準として、利用定員を定めていますので、ただ、私立と同じように、利用定員と入所者を一致するようにしますと、先ほど申し上げましたとおり、待機児童がもし発生した場合の解消や年度途中での入所に、柔軟に対応できなくなると考えておりますので、公立としては、その部分でキャパを持たせて、保育士を確保するところで待機児童や途中入所の対応ができるように、柔軟に対応できるように設定しておるというようなところになっています。

- 委員長（中村勝彦君） 佐藤委員。

- 委員（佐藤浩美君） 今言ったことは理解できましたけれども、この33%というのは、そういう要因だけではないというふうに思います。

もちろん保育の内容もそうかもしれないし、そこは分析が必要だと思うんですけれども、はっきり言って、私立の保育所はやはりいろいろ工夫していらっしゃるの、園舎とか使っている物、子どもたちの遊具、私もちょっと幾つか見に行ったんですけれども、個人的に。魅力的な感じが、公立のほうがちょっとみすばらしいですね。みすばらしいという言い方あれですけれども、古くなってもそのままのところが、放置されているようなところもある。

そういうような園舎あるいは施設、そういうものも、もしかしたら公立は、だんだん縮小の方向というふうに考えておられるのかもしれないけれども、しかし、そういう設備や備品、同じ子どもが育っていく環境なんだから、やはりそこを充実してあげるというそういう側面。そういう点で市が子育てに関心を持ち、心を砕き、子どもたちを見守るよ、お母さんたちを見守るよという、そういうことが必要だと思いますが、そういう施設、設備、備品、そういうものの改善、そういうようなことについてはどのようにお考えでしょうか。

- 委員長（中村勝彦君） なるべく議案の中身に合うように、必要であれば、この後の休憩中にその他の部分も受け付けますので、そちらでお願いしてもよろしいですか。

- 委員（佐藤浩美君） すみません。では、お願いします。

- 委員長（中村勝彦君） 先ほど33%の話がありまして、佐藤委員の今の話ですけれども、先ほど面積によって利用定員を決めていて、定数を下げれば入所率は上がる話になってくるんですけれども、そうせずに、受け入れるキャパを持たせておくというような説明だったと思うんですけれども、現在、実質何人受け入れられるんですか、公立で。残り70%近くを、いきなりは受け入れられないですね、人の確保等も整備もあると思いますけれども。

今回この条例を出すに当たって、見込みというのをどのように持っておられるのか。どのぐらいの方が希望され、そして、それを受け入れるところで、先ほど22名は受入れ可能であるという話をされていましたが、どんな見込みを立てているのか。必ずしも市内の保育園、こども園に通う以外もあろうかと思えますけれども、その辺の見込みをどう考えていて、公立の実質受入れ可能なキャパシティーはどのぐらいであるのか、併せてお示しいただきたいなど。

矢口子育て支援課長。

- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えいたします。

人口ベースでちょっと話をさせてもらいたいんですが、甲州市の未満児の人口ですが、ゼロ歳児が131人、保育所に入所している現在のゼロ歳児が27名、これは入所率20%、1歳児が139名で、そのうち保育所に入所している人が102人で、入所率73%、2歳児が165人で、うち入所している方が136人で、入所率が83%と現在となっておりますが、ゼロ歳児の乳児は、基本的には保護者がご自身で自宅で育児をするというような傾向があり、実際は、育児手当が終了となる1歳児及び2歳児が、今回の無償化により入所率の上がる傾向であると考えております。

傾向から判断しますと、現在ゼロ歳児の動きはそれほど考えにくく、1歳児が今在宅の37名、そして2歳児の29名が、この無償化により、保育所に入所が増えてくるであろうと考えています。

ですので、今のところ、先ほど委員長が申されました公立の現在の保育士で、新規に受け入れられる人数が22名、そして、私立のほうが31名ということで、一応その数字で今のところ、今後の動向については、注視してまいりたいと考えています。

以上です。

- 委員長（中村勝彦君） 公立の受入れ可能人数はどうなっていますか。
- 子育て支援課長（矢口成彦君） 公立は22人です。
- 委員長（中村勝彦君） それはゼロ歳ですか、1歳ですか。
- 子育て支援課長（矢口成彦君） 未満児ということで。
- 委員長（中村勝彦君） 未満児全体でということですか。

例えばゼロ歳がそれだけの人数でも受け入れるんですか。今は3人も一緒ですね。

答弁漏れということで、そのまま続けて言ってください。

- 子育て支援課長（矢口成彦君） それぞれ保育所でも、ゼロ歳何名とか、定員がございますので、ゼロ歳のそれぞれ年齢層含めて22名ということにしております。

ですので、今ゼロ歳が具体的に何名ということは、今手元に数字がないものですから、あくまでも未満児として、定員の中で今現在いる保育士の数で、22名受入れができますということになります。

- 委員長（中村勝彦君） では、数字の見込み等もある中で、実質の数字もしっかりと調査されているということだったんですけれども、希望者が増え、入所できない場合、も

し待機が出た場合はどのような対応をされるのでしょうか。

矢口子育て支援課長。

- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えいたします。今回の無償化につきましては、市内の保育所ばかりではなく、市外の保育所も、通園される場合は対象となりますので、そういった市外にも、年度の中途ではありますが、もし市内で仮にそういった入所できないというようなことであった場合、市外のほうも紹介する中で、対応していきたいと考えます。

以上です。

- 委員長（中村勝彦君） では、最後にもう一個確認ですけれども、市内、市外、地域全体で協力し合っているという認識でお話しさせていただきますけれども、甲州市が、市外とのそういった保育に関しての連携というのは、今こういった体制で連絡調整等、お願い等をされているのか。

矢口子育て支援課長。

- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えいたします。

市外の保育所との連携につきましては、それぞれ特に連携という形ではなくて、直接その園に問合せをする中で、対応しているところです。ただ、市内の園につきましては、それぞれ私立の園と公立の園での会議が持たれていますので、その中で検討、話し合い等行っております。

以上です。

- 委員長（中村勝彦君） 先ほども保育士の確保等、いろいろ保育に関しては課題があるかと思いますが、そういったものも1市で難しいものであれば、近隣市町村とも協力して、こういった児童に対する受入れの体制についても、いろいろ各自治体との状況、情報も合わせる中で、連携を深めていっていただきたいと思いますので、もし今回もそういうことであれば、ぜひこれからは連携を強めて、情報共有を深めていっていただきたいと思います。

小林委員。

- 委員（小林真理子君） 預かり保育は有償ですね、まだ。ゼロ歳の育てている方でも、一時的に預けたいという方は、今回の無償化が出て、私も少しいろいろ考えたんですが、保育園に預ければ無償。だけれども、一時的に預ける場合は有償というのと、だったら、無償というほうで、取りあえず籍は望むという方も増えるんじゃないかなと

思うんですが、でも、今、課長の答弁の中だと、ゼロ歳の利用はあまり見込んでいないようなお答えだったんですが、預かり保育もありますし、甲州市はサービスとしては行っているんで、すみ分けというんでしょうか、そういうところをどう今後考えていらっしゃるのか、ゼロ歳も無償になるので。いかがでしょうか。

- 委員長（中村勝彦君） 矢口子育て支援課長。
- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えいたします。

まず、保育所に入るのには保育の必要性、要は保護者が勤めていなければならないとか、まずそういったことが条件になりますので、基本的には、無償化をするからといって、では、すぐに保育所に預けたい。それは仕事が決まればの話ですが、基本的には、在宅で育児をしている方がすぐに保育所に預けるには、まずはその方が就労しているという条件がありますので、基本的には在宅で、例えばゼロ歳児の方で、何か急に用事ができてしまったとか、そういったことについては市としては、今おっしゃられましたとおり一時保育。もしくは、ファミリーサポートセンターで預かりもしていますので、そういった事業を使っていただく中で、考えております。

あと、先ほど申し上げました一時保育の無償化につきましては、実際10市町村でこの無償化を実施しておりますが、一時保育の無償化を実施しているところは、まだ1か所しかございませんので、今後、研究をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

- 委員長（中村勝彦君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） ありがとうございます。

今後研究も必要だと思うので、ぜひ政策として片手落ちにならないように、様々なことを少し研究しながら進めていっていただきたいなと思います。

- 委員長（中村勝彦君） ほかに質疑はございますか。

日向委員。

- 委員（日向 正君） 園によっては独自の教育カリキュラム、例えば、外国人の先生を呼んで、英語の教育をすとかというようなカリキュラムがあるところもあるようですが、今回のこの無償化の線引きといいますか、そういうものは入らないのではないかなと推測するんですけれども、どんな線引きをしているのか教えてください。
- 委員長（中村勝彦君） 矢口子育て支援課長。
- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えいたします。

今、独自の保育とおっしゃられましたが、委員のおっしゃるのは、恐らく認可外保育所とか、企業の主導型の保育所、そういった独自に行っている施設という認識でよろしいでしょうか。

○ 委員長（中村勝彦君） 日向委員。

○ 委員（日向 正君） 補足します。

以前、市内の民間とか公立の保育園を一つのグループで、市議会議員ですけれども、見学させてもらったことがあるんですね。その中で、いろいろなケースがあったんですけども、やはり民間の私立保育園では、英語カリキュラムをというのを幼少の頃からやったほうがいいという考え方で、外国の先生を呼んでやっている。つまり市内の私立保育園ということになります。一律無償化ということの中に、そういう費用というのはどうなるのかという質問です。

○ 委員長（中村勝彦君） 園児が増えることでということでしょうかね。

○ 委員（日向 正君） すみません。言葉がいつもより、分野が苦手な分野なので。

○ 委員長（中村勝彦君） では、一度休憩をさせていただきます。休憩いたします。

再開を10時55分といたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時54分

○ 委員長（中村勝彦君） **再開いたします。**

矢口子育て支援課長。

○ 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えいたします。

保育料につきましては、公立も私立も月額で決まっております。ですので、例えば今、私立で特別のカリキュラムをやることによって、それに費用が別途かかる場合は、そちらの費用は無償化にはなりません。

以上でございます。

○ 委員長（中村勝彦君） 日向委員。

○ 委員（日向 正君） ありがとうございます。

そうなると思いますが、これから例えば幼児教育は、非認知の分野のカリキュラムとか、そういうものが非常に重要だという認識が広がっていますので、それを今こちらが無償化になったから、その分をこちらのカリキュラムでやろうかというような考え方が出て

くると、ますますお金が減らない。負担が減らないで、ほかの教育を入れると。

見方によっては、教育の質が上がるとか、カリキュラムが広がるわけですがけれども、見方によっては、格差が広がるというようなことがありますので、ぜひそちらにも目配りをしながら進めていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

- 委員長（中村勝彦君） ほかに質疑はございますか。

平塚議長。

- 議長（平塚 悟君） 今回のこのゼロ歳から2歳児までの全ての子どもを対象に、保育料無償化していくということでもありますけれども、ここに先ほど説明いただいたように、子育て支援を強力に推し進めて、また、市内の出生率の上昇、また、人口を維持していくためにも必要であるという判断の下で、こういった条例案が出されたと認識しております。

ちょっと確認をさせていただきますけれども、市内、市外の保育所、また、認定こども園等にお子様を預けるときに、全て無償化していくということでもありますので、これまでは保育料を頂いて、その事務処理をされてきたと思います。そういった面で、もちろん通常どおり、施設に給付とかしてきたんですけれども、今後このやり方、徴収という部分がなくなるので、どのように進めていくのか。この事務処理の在り方ということで、どう進めていくのか。

本来であれば、前年の所得の部分に対して、保育料を決定されてとか、そういった内容もあって、保護者の方に通知が行くわけではないですか。それがまず、通知が行かなくなるという部分なのか。この事務処理の進め方というのはどうなっていくのかということころを、1点お伺いしたいです。

- 委員長（中村勝彦君） 矢口子育て支援課長。
- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えいたします。

まず、保護者においてなんですが、この無償化の条例化を議決させていただいた折には、9月からは保護者にしては、保育認定されれば、事務手続は要らないという形になります。園につきましては、今までの事務どおり、持込みがあれば、一応市のほうに情報をいただく形は変わりはない形になります。

以上でございます。

- 委員長（中村勝彦君） 平塚議長。

- 議長（平塚 悟君） そうすると、保護者には副食費の利用料の通知のみという認識でよろしいでしょうか、基本的には。
- 委員長（中村勝彦君） 矢口子育て支援課長。
- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えいたします。

保育認定さえされれば、市のほうから決定通知をするという流れと、あと、副食費につきましては、ゼロ歳から5歳までは副食費がかかりますので、そちらの事務上のことは、今までと変わりはないです。ただ、ゼロから2歳につきましては、保育料の中に、副食費が含まれていますので、ゼロ歳から2歳、副食費をもともと頂いていませんので、そこでの事務はございません。

以上です。

- 委員長（中村勝彦君） 平塚議長。
- 議長（平塚 悟君） 承知いたしました。

あともう一点、現行の制度との兼ね合いというところをお伺いしたいんですけども、今、山梨県、それから甲州市合わせて、第2子以降の保育料、ゼロ歳から2歳児までの保育料を半額補助、第1子が小学校に入学するまでの間ということですね。そういうので、第2子以降は半額補助。第3子以降は無料となる場合もありますけれども、こういった政策を、今、打っております。

ここを甲州市はもうそれを撤廃してやっていくとなったときに、県からのこの補助というのは、受けることができるのか、それとも、全くなってしまうのか。この兼ね合いどうなっているのかお伺いしたい。

- 委員長（中村勝彦君） 矢口子育て支援課長。
- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えをいたします。

県のほうの独自の制度があるわけですが、市のほうでは今回の条例改正におきましては、改正の内容について、条例上は保育料を記載しておりまして、その保育料の特例として、第3条に、無償化をするという規定を加えたものでありますので、県の補助金の条例では、もし保育料を仮に条例からなくしてしまうと、補助金の対象外になってしまうんですが、補助金を記載しつつ、その特例として、ゼロ円の規定を加えることにしたものですから、特段県のほうの補助金が、今回でなくなるということはない形で整備をしました。

以上でございます。

- 委員長（中村勝彦君） 平塚議長。
- 議長（平塚 悟君） 今ご説明いただいて、特例規定だからということですが、それはもちろん県としっかり協議をした上なのか。

ちょっと今、例えばほかの県とかだと、県が無償化に踏み出そうかと、そこを支援していかうとか、そういう流れも出てきているので、そこら辺の兼ね合いはきちんととされているのか。

それでまた、甲州市も含めて、11の県内の自治体は、ゼロから2歳児の保育料無償化していくという流れもあるので、そういったことを県の担当のところには、市としてこれは要望を出しているのかどうか、その確認をさせてください。

- 委員長（中村勝彦君） 矢口子育て支援課長。
- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えいたします。

山梨県の子育て応援事業補助金ということの補助になるわけですが、対象経費につきまして、県のほうの担当のほうに、引き続き山梨県のこの子育て応援事業の対象になるかということで、問合せをさせていただきました。その結果、条例上、保育料のまず記載があれば、今回の条例の改正の対応で、特例規定として設けるものであれば、問題はないよということで回答はいただいていますので、その内容に沿った改正をしております。

以上でございます。

- 委員長（中村勝彦君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（中村勝彦君） 議案第41号についての質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第41号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（中村勝彦君） ご異議がないので、さよう決しました。

議案第42号

- 委員長（中村勝彦君） 次に、議案第42号 甲州市指定介護予防支援事業者の指定に関する事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

(当局説明)

- 委員長（中村勝彦君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

日向委員。

- 委員（日向 正君） 説明ありがとうございました。

地域包括支援センター運営協議会についてちょっとお伺いします。

今度、運営という言葉が入ったということになるわけですが、この組織は変わらずというか、今までどおり協議会ということによろしいでしょうか。どういうメンバーが入っているのかも併せて教えてもらえば、ありがたいんですが。

- 委員長（中村勝彦君） 今回の議案は条ずれということですので。

- 委員（日向 正君） 協議会の内容で結構です、内容の組織。

- 委員長（中村勝彦君） 町田介護支援課長。

- 介護支援課長（町田享子君） お答えいたします。

甲州市介護保険運営協議会ですが、設置の根拠法令として、甲州市介護保険条例第2条に定められております。設置の目的は、介護保険の健全かつ円滑な運営を図るとともに、介護保険制度を総合的に推進するために、協議会を置くことされております。

委員ですけれども、定員が12名となっております。被保険者を代表する委員を4名、指定介護サービス事業所及び指定介護支援事業所を代表する委員4名、公益を代表する委員4名の12名で構成をされております。

以上です。

- 委員長（中村勝彦君） 日向委員。

- 委員（日向 正君） これらの方々は、任期といいますか、例えば2年とか、そういうものがあって、交代するという前提になっているのかお伺いします。

- 委員長（中村勝彦君） 町田介護支援課長。

- 介護支援課長（町田享子君） お答えいたします。

任期は3年となっております。

- 委員長（中村勝彦君） 日向委員。

- 委員（日向 正君） 分かりました。

この協議会の会議は、多分年に2回か3回だと思うんですけども、その会議は公開になりますか。

- 委員長（中村勝彦君） 日向委員、条例の審議になりますので、なるべく条例の審議の内容に触れていただくとありがたいかなと思います。

日向委員。

- 委員（日向 正君） 運営協議会という名称になったわけですね。今まで協議会だったわけでしょう。違いましたか。最初から運営協議会ですか。

- 委員長（中村勝彦君） 町田介護支援課長。

- 介護支援課長（町田享子君） お答えいたします。

名称のほうは変わっておりません。また、公開で協議会は開催しております。

- 委員長（中村勝彦君） 日向委員。

- 委員（日向 正君） 協議会という名前がつくと、例えば社会福祉協議会のように、同じ名称で予算を独自に持っているというものがあるんですが、今回の法律というか、この改正によって、予算的な措置というのは何かありますか。

- 委員長（中村勝彦君） 町田介護支援課長。

- 介護支援課長（町田享子君） 予算的な措置はございません。

- 委員長（中村勝彦君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（中村勝彦君） 議案第42号の質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第42号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（中村勝彦君） ご異議がないので、さよう決しました。

議案第43号

- 委員長（中村勝彦君） 次に、議案第43号 甲州市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

（当局説明）

- 委員長（中村勝彦君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

佐藤委員。

- 委員（佐藤浩美君） 今、一通り説明していただいただけで、よく分からない部分もあるんですけれども、まず確認ですけれども、現状ですけれども、このセンターが複数ある場合は、まとめてもいいみたいなことを言っていましたけれども、現状はセンターが複数ないですね、一つ。うちは書いてあるけれども、現状は一つということですね。

さらに変わるということは、人員的に3人の専門職を置かなければならないけれども、それを状況に応じて2人にしてもいいということですか。

- 委員長（中村勝彦君） 町田介護支援課長。
- 介護支援課長（町田享子君） お答えいたします。

この2職種2人にしてもいいというのは、地域において複数のセンターが、一つの地域の中に、三つの例えばセンターがある場合、通常ですと、それぞれ3,000人から6,000人規模であれば、それぞれに3職種を1人ずつ置かなければいけない。

ただ、三つの地域を一つの区域と考える中で、三つのそれぞれのセンターに、例えば1か所に4人、3人、2人という配置も可能になるという意味で、一つのセンターに2人、4人、3人。でも全体では9名の職員がいるので、満たすこととするというものです。

以上です。

- 委員長（中村勝彦君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） ありがとうございます。

説明は理解しましたがけれども、甲州市に当てはめるとそもそも一つだから、一応書いてあるけれども、関係ないということですよ。

そうして、次に関係あるのかなと思うのが、常勤の換算方法というところが、時間数で除すことによって、職員の員数を常勤の職員の数に換算するというふうに書いてあるんですけれども、そういうふうにするんだと。

ということは、今、保健師さんと主任介護支援員と何でしたか、専門の方が3人、社会福祉士。3人いるんだけれども、例えばお一人の方が常勤ではなくて、非常勤を2人でやって、でも、その時間数同じだから、それでもいいよと、そういうふう読み替えるということですか。

- 委員長（中村勝彦君） 町田介護支援課長。
- 介護支援課長（町田享子君） お答えします。

委員のおっしゃるとおり、非常勤の方を常勤換算として、例えば1日8時間勤務の中で、非常勤の方が4時間、4時間がお二人いても、それも1人の常勤として認める常勤換算方法によることとするものです。

○ 委員長（中村勝彦君） 佐藤委員。

○ 委員（佐藤浩美君） 私おととい、学校の用務員さんのところでも同じようなことを申しましたけれども、そうしなければならない現状というのはあるんでしょうか。つまり、正規の人を2人にしなくてはいけないように、人が例えば採用なかなか困難であるとか、甲州市において、そういう現状があるんでしょうか。

○ 委員長（中村勝彦君） 町田介護支援課長。

○ 介護支援課長（町田享子君） お答えいたします。

現在、地域包括支援センター、甲州市の場合は、それぞれで3職種2人ずつ設置しなければならない状況ですが、現在満たしております。

○ 委員長（中村勝彦君） 佐藤委員。

○ 委員（佐藤浩美君） それぞれ正規の人2人ずつで、3職種を置いていて、それは十分満たしていると。ということは、現状これはこういうふうに、国がそういうふうになりますよというふうに条例を変える方向でというふうに来たけれども、甲州市においては満たしているから、関係ないと言ったら変だけれども、できるけれども、現状はいいということですね。理解しました。

では、ぜひこの現状を維持していただいて、こう書いてあるからといって簡単に、非常勤を2人で1人分というふうにどんどん変えていくというふうなことは、厳にやらないような方向で努力というか、していただきたい。

それはやはり、こういう仕事の場合は、1人の方がいろいろな細かいことまで、本当に精通してやっていく、対応していくということが、この支援センターに頼ってこられる方に対してもそうだし、そして、職員の中でも、仕事のプロフェッショナル性というか、そういう点でも大事だと思いますので、ぜひこの2人の3人態勢をきちんとやっていただくように要望します。

以上です。

○ 委員長（中村勝彦君） ほかに質疑はございますか。

小林委員。

○ 委員（小林真理子君） 今は、地域包括支援センターは民間委託ですね。そうすると、

協定等を多分、民間委託なので、何かしらを結んでいると思うんですが、その見直しはしなくてもよいですか。

- 委員長（中村勝彦君） 町田介護支援課長。
 - 介護支援課長（町田享子君） 今現在、委託をしております。昨年の10月からの7年度末までという形で、既に委託契約をしております。
 - 委員長（中村勝彦君） 見直しは必要かどうかということです。
 - 介護支援課長（町田享子君） 見直しはもう既にされておりますので、現状で、今の時点では必要はありません。
 - 委員長（中村勝彦君） ほかに質疑はございますか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
 - 委員長（中村勝彦君） 議案第43号についての質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。議案第43号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
 - 委員長（中村勝彦君） ご異議がないので、さよう決しました。
-

議案第48号

- 委員長（中村勝彦君） 次に、議案第48号 山梨県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。
当局の説明を求めます。
(当局説明)
- 委員長（中村勝彦君） 説明は終わりました。
これより質疑を行います。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 委員長（中村勝彦君） 議案第48号についての質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。議案第48号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 委員長（中村勝彦君） ご異議がないので、さよう決しました。
以上で当委員会に付託された事件は全て審査を終了いたしました。

その他の件について

- 委員長（中村勝彦君） その他の件に入ります。

準備のため休憩いたします。

再開を11時35分といたします。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時31分

- 委員長（中村勝彦君） 再開いたします。

それでは、その他の件について、これより質疑を行います。

まず初めに、環境課に対しまして質問の通告がありましたので、通告順に指名いたします。

佐藤委員、お願いいたします。

- 委員（佐藤浩美君） お願いします。

前にも一度、空き家の調査のことを質問したことがあるんですけども、環境課でどんどん進めていくということだったようなんですけれども、その進捗状況を伺いたいと思います。どの程度まで終わっているのかということをお願いします。

- 委員長（中村勝彦君） 坂本環境課長。

- 環境課長（坂本 豊君） 佐藤委員の質問にお答えいたします。

空き家の調査は、先ほどおっしゃられたとおり、環境課の職員のほうで今進めておるところなんですけれども、昨年12月から調査を開始しておるところですが、現状終了しているのが、約50%程度を終了しているというふうに考えております。

調査の内容につきましては、現地を職員が確認をいたしまして、それを住宅地図、また個票に起こしていくというような調査を行っております。

以上でございます。

- 委員長（中村勝彦君） 佐藤委員。

- 委員（佐藤浩美君） 50%というと、件数によると何件ぐらいでしょうか。

- 委員長（中村勝彦君） 坂本環境課長。

- 環境課長（坂本 豊君） 件数ですが、空き家の件数でよろしいですか。

- 委員（佐藤浩美君） 50%終了というふうにおっしゃったので、どういう。100%は何

件で。

- 環境課長（坂本 豊君） すみません。50%の出し方については世帯数を基に、調査を終わったエリアの世帯数で、按分で出ささせていただいて、ほぼ50%を終了しているというふうに考えております。
- 委員長（中村勝彦君） その実数は分かりますか。
- 環境課長（坂本 豊君） 終わったところの実数は5,464世帯が、エリアについて終了しております。
- 委員長（中村勝彦君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） 意味分かりました。

勝沼エリアがあったら、そのうちの勝沼の中で、空き家どの辺にあるか、まだ分からない状態だけでも、半分の面積のところが終わりましたよという、そういう意味ですか。

- 委員長（中村勝彦君） 坂本環境課長。
- 環境課長（坂本 豊君） 登録されている世帯を基に、確認をしておりますので、調査したエリアの世帯で、市の全体の登録世帯と調査を終わったエリアの世帯で、ほぼ50%が終わったというふうに判断をしておりますので、よろしいですか。

以上です。

- 委員長（中村勝彦君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） それで、その次に書いてあるんですけれども、塩山、勝沼、大和で、大体同じように進捗、例えば塩山のほうからやって、勝沼はやっていないとか、逆のこととか、あるいは、全部を網羅してやっているのか、どんな感じでやっているんですか。
- 委員長（中村勝彦君） 坂本環境課長。
- 環境課長（坂本 豊君） お答えいたします。

塩山の町なかエリアから始めまして、あと大和のほうへ、大和も同時進行でやっております。今年度に入ってから、勝沼のほうへ着手をしたという状況ですので、大和以外は、まだ全て終了しているわけではございませんが、その担当の職員等の状況により、市内全域にかけて順次行っているという状況でございます。

- 委員長（中村勝彦君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） 本当に空き家の調査というのは、一軒一軒見て、状況を確認しながら、職員がやってくださっているということですよ。どういう状態か、特定空家に

なりそうかという区別もしながらということですよ。

- 委員長（中村勝彦君） 坂本環境課長。
- 環境課長（坂本 豊君） お答えいたします。

調査の内容といたしましては、状態のチェック表というのを作成いたしまして、その状況を確認しながら、取りあえず担当職員の目視により、３段階に分類をするという調査を今行っているところでございます。

- 委員長（中村勝彦君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） 職員のご苦勞が本当に大変だなと思って、ありがたいことだなというふうに思うんですけれども。

１年ぐらい前に朝日新聞で、三重県のところで、郵便局の配達員が大体網羅して配達していくので、その人たちが、何か空き家の調査を請け負ってやってくれるみたいな、そういうことをやっているという記事を読んだんですけれども、そんなふうなことはやらなくても、課の方々だけでできるんでしょうか。とても大変ではないかなというふうに思いまして。

- 委員長（中村勝彦君） 坂本環境課長。
- 環境課長（坂本 豊君） お答えいたします。

郵便局のほうでそういう活動をされているということは、私どもも伺っておりまして、郵便局のほうとも、今後打合せをする予定というのはございます。現状進めている調査と合わせて、そちらのご協力いただきながら、また、空き家調査も完了した後に、また、空き家の状況に変動があると考えられますので、その辺もご協力をいただけたところは、ご協力をいただきながらということで、今後調整を図ってまいりたいというふうに考えております。

- 委員長（中村勝彦君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） 私も朝日新聞の記事を読みながら、なかなかいい考えだなというふうに、本当に郵便局も一軒一軒ずっと回っていて、この家はポストに郵便物がたまっているとか、そういうこともみんな分かっているの、そういうことを利用するというのは有効な手段ではないかなというふうに思いますし、そして、空き家問題は、実態を把握すると。まず実態を把握して、甲州市では、空き家の状態、把握したり、持ち主とのやり取りまでは、環境課がやるということですよ。本当に大変苦勞だと思います。いない人にどうやって連絡をつけるかということの繰り返しだったり、本当に大変だと

思います。

でも、それをやらないと、今度は空き家どう利用していくかという政策秘書課のほうにつなげていけないから、そこがやはりまずやらなくてはいけないことだと思うんですね。ですので、ぜひ大変な苦勞だと思いますけれども、早くやれるように様々な、もしかしたら、郵便局との対応は、少しお金もかかることなのかもしれないけれども、効率的によりスピーディーにやるという点でいうと、大きな利益がありますので、そういう方向もぜひ考えていただきたいと思います。要望です。

- 委員長（中村勝彦君） では続けて、佐藤委員、お願いします。

通告のタイトルも読み上げた中で、質問始めていただけると、皆さんに伝わるかなと思います。お願いいたします。

佐藤委員。

- 委員（佐藤浩美君） 次の通告は、省エネルギー住宅への補助はということなんですけれども、省エネルギー住宅というのを、太陽光発電とか、それから、太陽熱温水器、そういうものについての補助はあるというふうに思うんですけれども、断熱住宅というんですか、新築あるいは改築をして、壁の中に断熱材を入れて、魔法瓶住宅にしていくというような、そういうことについての補助については、何らかの形であるのでしょうか。
- 委員長（中村勝彦君） 坂本環境課長。
- 環境課長（坂本 豊君） お答えいたします。

そういった断熱住宅等省エネ住宅についての補助は、現在、国のほうでやられているという情報は確認をしております。

ただ、私どもといたしましては、先ほど委員がおっしゃったとおり、省エネに関する設備の設置、また、それに係る費用の一部を補助するという形で進めておりますので、市といたしましては、そういった予定はございませんけれども、そちらのほうを継続していきたいというふうに思っております。

- 委員長（中村勝彦君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） 例えば移住者の問題で、移住者が先ほども、もし空き家を断熱改修するとか、そういうことになったときに、省エネルギー住宅について、国でも補助あるけれども、それが年齢とか縛りがあったりすると思うんですけれども、そういうものではなくて、あるいは、国があっても、さらに市でそれに上乗せをするというようなことがあれば、移住者のインパクト、移住者に対して、これは良いという、市で補助して

くれるんなら、ますます良いみたい、そういうモチベーションを上げていく一つにもなると思うので、これは研究していただいて、すぐにならないかもしれないけれども、来年度へ向けても予算の中に、今以上に省エネルギー政策、補助金というもののの中に、加えていただくような検討をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

- 委員長（中村勝彦君） 坂本環境課長。
- 環境課長（坂本 豊君） お答えいたします。

こちらの住宅補助につきましては、先ほど設備のほう補助させていただいているとお答えをさせていただきました。こちらの補助につきましては、国が行っている補助を受けておられても、その該当設備を設置することによって、甲州市としても補助をしておりますので、そういったところを今後もPRをする中で、継続をしていきたいと思っておりますけれども、また、一般質問の中でもお答えをさせていただいておりますこちらの補助については、利用のしやすさを含めて、検討、調整をさせていただくというようなお答えをさせていただいておりますので、その辺も関係部署等確認をいたしながら、研究をしてまいりたいと思います。

以上です。

- 委員長（中村勝彦君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） ぜひそういう若い人あるいは移住者の声、そういうものを調査していただいて、前向きにつなげていっていただきたいと思います。

以上です。

- 委員長（中村勝彦君） 続きまして、荻原委員、お願いします。タイトルを読み上げてからお願いいたします。
- 委員（荻原哲也君） それではよろしく願いいたします。

僕のほうからなんですけれども、環境基準を超えるPFAS、有機フッ素化合物です。発がん性も指摘されているんですが、その物質が環境基準を超えるということで、市内の井戸から検出されたということが、数年前に新聞報道等もされているとは思いますが、その後の対応と現在の状況というかをお聞かせ願いたいと思います。

- 委員長（中村勝彦君） 坂本環境課長。
- 環境課長（坂本 豊君） 荻原委員のご質問にお答えいたします。

こちらPFASにつきましては、先ほど委員がご説明された物質になりますけれども、こちらの検出された調査というのは、水質汚濁防止法に基づく地下水調査を、県が実施

をしておりまして、市のほうといたしましては、県が指定をされたエリアから、調査可能な井戸というものを市のほうで報告を差し上げて、調査をしていただくというところの調査で、検出をされております。

こちらについては、令和2年に国のほうで、調査の項目として、PFOSとPFOAというものを追加をいたしました。そちらが令和3年の調査で、塩山の井戸1か所から検出をされたという経過でございます。

こちらにつきましては、その後、検出をされたことを受け、半径500メートルの井戸9か所の調査を、県が実施をしたところ、そのほかの井戸からは基準値を超えるものは検出されておりましたので、その井戸についての利用については、県のほうで所有者のほうに、利用しないというような指導を行った上で、様子を見ているところですが、令和5年度、県のほうで独自に調査をしたところ、数値についてはこの7月以降にほかの調査結果と一緒に公表するというところですが、私どもが確認をしたところでは、基準値を上回った数値がまた出ているという報告がございましたので、そちらについては、引き続き県のほうで指導を行っていただいておりますというところで、今後につきましては、今年度から、県のほうで毎年そちらの検査を行いまして、その経過について、市と共有をしていくというような対応を考えております。

以上です。

- 委員長（中村勝彦君） 萩原委員。
- 委員（萩原哲也君） ありがとうございます。

数値的には変わっていないという状況というお話だと思うんですけども、改善が見られたかどうかというところがあるんですが、では、その原因というのまではなかなか判明していないということでしょうか。

- 委員長（中村勝彦君） 坂本環境課長。
- 環境課長（坂本 豊君） お答えいたします。

令和3年の調査時に、周囲の井戸を調査したときも、その辺についても確認を行ったわけですが、そちらの原因として想定されるもの、そういったものについては、特定がされませんでしたので、現在でも原因というのは不明なままという形になっております。

- 委員長（中村勝彦君） 萩原委員。
- 委員（萩原哲也君） 承知しました。

ただ、先日というんですか、一般質問でもさせていただいたんですが、災害時の協力井戸ということで、地下水、井戸の利用とかを呼びかけていくというような状況も、これもこれから調査研究というところではあると思うんですけども、今そういった水質についての情報については、県等との連携もあると思うんですが、情報が入りましたら、ぜひこちらのほうにも提供のほうお願いしたいと思います。

- 委員長（中村勝彦君） では、続きまして指名いたします。

同じ、萩原委員。

質問項目を全部読んでいただくとありがたいかなと思います。

- 委員（萩原哲也君） では、質問項目ですけれども、環境センター跡地について、近接している小川と農地が連なる、多様な水生生物と昆虫が棲む場所が近くにあるんですが、そちらが、今、環境省等も認定を進めます自然共生サイトにも登録が可能である場所であるように思われます。市の環境課、環境行政としまして、保全に共同して取り組むような支援メニューがあるかどうかということも含めて、確認も含めて、可能かというところでお尋ねをしたいと思います。

- 委員長（中村勝彦君） 坂本環境課長。

- 環境課長（坂本 豊君） お答えいたします。

こちらのご質問いただいた自然共生サイトにつきましては、G7サミットでの約束ということで、取組を始めました30 by 30という環境保全の取組の中で進めていくということで、環境は、自然と共生したサイトを増やしていくことによって、保全エリアを広げる。国土の30%以上をそういったところに持っていくというような国の取組の中で、行っているものというふうに確認をしております。

こちらについて、市といたしましても、自然保護エリアというのを、国立公園、また、ユネスコエコパーク等抱えている中で、広げていくということは、今後検討、研究は必要というふうに考えておりますが、現状、その候補地があるということによって、具体的な支援メニューというのはございません。

以上です。

- 委員長（中村勝彦君） 萩原委員。

- 委員（萩原哲也君） 今、課長のほうから、そういった自然の環境とかをしっかりと保全していこうということは考えているけれども、メニューがないというお話でしたけれども、ぜひまた現地等々もよく見て確認していただきながら、正直ホタルも、先日夕

方、その場所も訪れたんですけれども、ホタルが舞ったりとか、あとは希少なドジョウであったりとかという、今、しっかり保全しないと、ある意味絶滅してしまうような環境にもあると思いますので、ぜひ現地を確認していただきながら、支援メニュー等々についても今後検討のほうをお願いしたいと思います。これは要望です。お願いいたします。

- 委員長（中村勝彦君） ここで環境課は退出いたします。

続きまして、福祉総合支援課に入ります。

通告いただいた佐藤委員、お願いします。

佐藤委員。

- 委員（佐藤浩美君） お願いします。

私、一般質問では訪問介護の物価高騰の状況の中で、大変苦しいというお話をしたんですけれども、それに関連してというか、それだけではないんですけれども、市では、障害者への紙おむつ代というのを支援をされていると思うんですけれども、昨今の物価高騰、本当に大変な高騰の状況なんですけれども、紙おむつ代を増額をするという、そういう必要があるのではないかというふうに思うんですけれども、そのようなお考えはいかがでしょうか。

- 委員長（中村勝彦君） 志村福祉総合支援課長。

- 福祉総合支援課長（志村裕喜君） お答えいたします。

障害者へのおむつ支給は、どこの市でも同じ形になると思うんですけれども、本市では甲州市障害者等日常生活用具給付事業実施要綱によりまして行っております。

そこに定められている種目は、介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意志疎通支援用具、排せつ管理支援用具、住宅改修費に分かれております。さらに細かく分けた品目数は49に上りまして、さらに対象者により分かれている品目も13品目ほどありまして、それぞれ性能ですとか、消耗品など除いて耐用年数、それぞれに基準額が定められておりまして、その基準額を超えた場合には、超えた部分を自己負担というような形になっております。

費用につきましては、原則基準額の1割負担になりますが、住民税非課税者については、基準額の負担はないという形になっております。

ちなみに、おむつの月額上限額は1万2,000円。上限額の設定につきましては、峡東の山梨市、笛吹市とも同額となっております。

また、実績につきましては、昨年度実人員7名が利用されておりまして、そのうち非課税者が4名、課税の方が3名という内訳で、基準額を1万2,000円と申し上げましたが、それを越えたことがある方が5名いますが、そのうち超えない日もある。ゼロ円の場合もありますし、最大越えた金額が6,480円という金額が実績であります。

以上、要綱の内容ですとか実績等を説明をさせていただきましたけれども、近隣市とも同額ということで、県内もほとんど同額という状況であり、本市の基準額が低額ではないという状況でありますので、紙おむつの給付費について、増額するということは今のところ考えておりませんけれども、先ほど来申し上げている近隣市などとの情報交換もしながら、状況に応じて検討をしていきたいというふうに考えております。

- 委員長（中村勝彦君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） 大体の概要分かりましたけれども、基準額を決めたのは、いつ頃この基準額は決めたんですか、何年ぐらい前。
- 委員長（中村勝彦君） 志村福祉総合支援課長。
- 福祉総合支援課長（志村裕喜君） お答えをいたします。

要綱の改正を何回かしておりますが、この紙おむつ代がいつ決定になったかという情報は、今ちょっと申し訳ないですけれども、ございません。

ちなみに、今申し上げた基準額につきまして、県内は、確認のできた12市中11市は、同額の1万2,000円、甲府市のみが1万2,350円という金額で、全国平均は1万2,239円という金額でございますので、繰り返しになり申し訳ありませんが、本市が基準額が特に低いというような状況でもありませんので、今のところ上げずに、状況に応じて検討するというようなことで考えております。

- 委員長（中村勝彦君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） 分かりました。

ただ、基準額をいつ決めて、それが何年たってということが分からないから、確かに今の金額を聞くと、それほどでもないのかなという気もしますけれども、当事者にとってみれば大変なことということもあるわけで、私もこれは、そういう要望を聞いたので、伝えているということなんですけれども、現状をよく見ていただいたり、ほかの市とも様子を見ながらということだと思いますけれども、当事者というか、このことを利用される方に寄り添った対応を、これからも続けていっていただきたいと要望します。

- 委員長（中村勝彦君） では、ここで福祉総合支援課は退席いたします。

続きまして、子育て支援課に通告ありました、書いてはありませんけれども、先ほどの質疑のときの件です。保育園の施設整備についてであります。

佐藤委員、お願いします。

- 委員（佐藤浩美君） 引き続きお願いします。

先ほど公立保育園の利用率が三十数%、私立は95%ということについて言ったわけですが、やはりちょっと施設整備が、表現悪かったかもしれませんが、いろいろな遊具が剥げていたり、そういうようなところも見受けられる。そういうところを公立保育園の魅力を高めるといふ、もちろん保育内容ということが一番だと思うんですが、施設設備をリニューアルしていく、更新していくという、そういうこともやはり大事なのかなと。若いお母さんたちにとってみれば、あるいは子どもたちにとってみれば、魅力的な遊具、園庭の様子、園舎の様子、そういうものも選択する一つになるかと思えます。

その辺の更新について、どのようにお考えか伺います。

- 委員長（中村勝彦君） 矢口子育て支援課長。
- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えいたします。

公立の保育所の施設、昨年度も厚生経済常任委員会からのご提言をいただいているところですが、随時、予算の範囲内で優先順位をつけて、施設の不具合のところは解消を現在行っているところですが、昨年度に公立保育所の今後の方向性を検討するに当たり、公立保育所の在り方検討協議会のほうを設置し、その協議会では、公立保育所の役割とか規模とか配置等、また、施設の改修等も含めて、適正な運営の在り方について、今現在、検討を行っているところでございます。協議会からのご提言のほうをいただく中で、今後の公立保育所の施設改修なり、また方向性について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

- 委員長（中村勝彦君） ちょっと12時回っても、農林振興課まで進めたいと思いますけれども、ご了承ください。

佐藤委員。

- 委員（佐藤浩美君） 在り方検討会でも、公立保育所は縮小というか、そういう方向ということかもしれませんが、ゼロ歳からの無償になったということもあり、あるいはそこにいる子どもは、やはりどの保育園に行っても、豊かな保育が保証される

ということが必要だと思うんですね。

ですので、もうどうせここは廃園に向かっていくんだから、そのままでもいいじゃないかというような考え方ではなくて、必要なことは、きちんと設備をリニューアルしていく、あるいは、補修していくということを、予算の範囲内とおっしゃいますけれども、予算をつけてやっていただくように要望します。要望です。

- 委員長（中村勝彦君） では、ここで子育て支援課は退席いたします。

続きまして、観光商工課の通告順で、小林委員からお願いします。

小林委員。

- 委員（小林真理子君） 来月いよいよ新紙幣ということで、観光関係の指定管理施設である日川溪谷レジャーセンター、天目温泉、大菩薩の湯、道の駅。道の駅は券売機があるかちょっと分からないですけれども、その券売機の対応についてと、ぶどうの丘では券売機使っていないと思うんですが、駅、売店等、ぶどうの丘での新紙幣対応を併せてお答えをお願いします。

- 委員長（中村勝彦君） 廣瀬観光商工課長。

- 観光商工課長（廣瀬 仁君） 小林委員の質問にお答えいたします。

指定管理施設につきまして、新紙幣の券売機の対応につきましてご報告いたします。

まず、大菩薩の湯と天目山温泉の入浴料の券売機につきましては、新紙幣に対応した改修が済んでおります。なお、天目山温泉には、食券の券売機がございますが、指定管理者側で自主事業として設置しているものであります。そちらは、新紙幣の使用状況を踏まえて、対応を行っていくとのことです。

あと、日川溪谷レジャーセンターにつきましては、対面での販売のため、券売機はございません。

道の駅甲斐大和につきましては、食堂に食券の券売機がございますが、指定管理者側で設置しているものであります。本年4月に、新紙幣の対応の券売機に入替えを予定していたとのございますが、メーカー側の納入の遅れにより、11月頃の見込みになることとであります。

以上であります。

- 委員長（中村勝彦君） ぶどうの丘大村支配人。

- ぶどうの丘支配人（大村山治君） お答えいたします。

ぶどうの丘には、現在、自動釣銭機対応のレジが、フロントとレストラン計2台設置し

てあります。こちらのほう、現在の状況でありますが、新紙幣に対応できる環境が、既に完了しております。また、飲料の自販機等については、設置業者と打合せをした結果、順次機器の改修を行っていくことになっておりますので、大きな混乱は起こらないと考えております。

- 委員長（中村勝彦君）　　続きまして、今回、英語版観光パンフレットのリニューアル時期と業者の選定についてということで、副委員長のほうからありましたが、こちらのほうお答えいただければと思います。

廣瀬観光商工課長。

- 観光商工課長（廣瀬 仁君）　　矢崎委員の質問にお答えいたします。

現行の英語版観光パンフレットにつきましては、平成29年度に、外国人観光客の受入れ整備を図るために作成いたしました。現在、当課で発行しております観光パンフレットにつきましては、フルーツ狩りや地域別の情報、神社仏閣、トレッキングガイドなど、用途別にそれぞれ作成しておりますので、種類が増加し、情報が分散している状況であります。

1冊で情報が分かるパンフレットがあったらという要望を、観光協会会員や観光客からいただいておりますので、本年度は情報発信の合理化と利便性の向上を目指し、分散した内容を集約した新たな総合パンフレットを作成する予定であります。

業者選定につきましては、業者を公募し、プロポーザル方式により選定を行う予定であります。英語版等につきましては、ウェブ、スマートフォンでご確認いただくよう考えております。パソコンやスマートフォンで翻訳機能が、AI技術の急速な進展により向上しておりますので、各国の言語に変換できるようデータのつくりを工夫していきたいと思っております。

以上であります。

- 委員長（中村勝彦君）　　ここで観光商工課は退席いたします。

続きまして、農林振興課につきまして、荻原委員、お願いいたします。

荻原委員。

- 委員（荻原哲也君）　　お願いします。

この6月から、森林環境税ということで、年間1,000円ということで、徴収が始まるわけですが、その森林環境税について、治山、野生動物の生息域の確保などの観点から、奥山の荒廃した人工林、それを天然林化するという事業等に充当できるかどうか

ということを伺いたいと思います。

といいますのは、先日もやはり同じく一般質問のほうで、熊の指定管理鳥獣ということの中のお話の中でも触れたんですけども、要は奥山の荒廃が進んで、餌というかドングリである堅果類等も減ってきているような状況も受けて、それで、里に下りてきているという状況もあると思います。そうした場合の生息域の確保ということも中心に考えての質問ですので、よろしくお願いしたいと思います。

○ 委員長（中村勝彦君） 丹澤農林振興課長。

○ 農林振興課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

この森林環境税、それから、森林環境譲与税、こちらについては、もともとの始まりが、荒廃した私有林の人工林、杉やヒノキなどが植えられているところ、そこに間伐などの手が入らずに荒廃しているという、その荒廃した林を、間伐などの希望を所有者から募って、その所有者がお願いしたいということであれば、間伐等の整備を行って正常な人工林にするというのが、まず始まりの考えでございます。そのために、今、所有者から、アンケートを取ったりして、アンケートをいただいたりして、その回答を募っている状況でございます。

ですので、ご質問いただいたこの治山という点については、当然治山の中の一環ではあるかと思いますが、野生動物の生息域の確保という観点から、譲与税を何らかの事業に充てるということは、今のところちょっと難しいんじゃないかと思います。

なお、人工林を木材にするために、全部皆伐、全て切ってしまう。その後、天然更新といって、要するに放っておくんですけども、そうすると、天然林が育っていくというようなサイクルはございます。大体皆伐した方は、自然に戻すのか、あるいはまた新たに植えるか、どちらかになってくると思いますので、そういった意味では天然林化することとも考えられなくはないというところですが、譲与税の充当はちょっと厳しいのかなと考えております。

○ 委員長（中村勝彦君） 荻原委員。

○ 委員（荻原哲也君） 状況が分かりました。

要は皆伐、そのまま切れば日も当たるし、もともとのそういった植生というかが復活してくるというような状況ということですね。

実際、先ほどの皆伐という、一部切って間伐してというのも、もちろんあると思うんですが、その皆伐のエリアというか、どのぐらいの規模になっているかというのは分かり

ますでしょうか。

- 委員長（中村勝彦君） 丹澤農林振興課長。

- 農林振興課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

規模というか、その所有者の持っている山林の面積によって、この面積の一部をするのか、全部をするのかとか、そういう状況によって異なってきますので、一概には言えないところでございます。

- 委員長（中村勝彦君） 荻原委員。

- 委員（荻原哲也君） 承知しました。

できるだけ、目的はもうはっきり決まった税ですからと思うんですけども、できましたら、そういった皆伐をする際に、そういった部分についても、例えば所有者の側にも今後相談するような場面がありましたら、話しかけをしていただければと思いますし、できるだけ野生鳥獣の、一般質問でもしたように、捕獲に頼らずに、できるだけ生息域もしっかり確保するというような観点も含めて、ぜひ取組のほうをお願いしたいと思います。

- 委員長（中村勝彦君） では、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時08分

再開 午後 2時00分

- 委員長（中村勝彦君） 再開いたします。

その他の案件です。建設課に対してのその他の案件になります。

まず通告順に、初めに、小林委員、お願いします。

小林委員。

- 委員（小林真理子君） 立地適正化計画の今年度のスケジュールと現在の進捗状況についてお願いします。

- 委員長（中村勝彦君） 野田建設課長。

- 建設課長（野田一寿君） お答えいたします。

今年度のスケジュールと進捗につきましては、まず今年度、いよいよ居住及び都市機能施設の誘導区域の設定に入ります。設定をしたところで、アドバイザー会議にて内容を説明し、お諮りするところであります。

また、その後につきましては、1回目の国土交通省との協議を、まず今月中に開催をす

る予定であります。その後、年内に国土交通省の認可を受けたところで、パブリックコメントを行い、後、来年2月に、都市計画審議会に立地適正化計画を諮り、答申を得るところであります。その後、令和7年3月で策定のほうを完了予定という中で、進捗については、今のところ遅滞なく進んでおります。

- 委員長（中村勝彦君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） 私ももう少し調べてくればよかったですけども、前に調べたときに、この立地適正化計画を策定する2年間の間で、後半の1年では、何回か、住民説明会みたいなのをしなければならないというのを見た記憶があるんですが、それはこれでいくと、アドバイザー会議と都市計画審議会だけでしょうか。
- 委員長（中村勝彦君） 野田建設課長。
- 建設課長（野田一寿君） 失礼しました。今の説明の中で、ちょっと落としてしまいました。

パブリックコメントを予定しているところで、住民説明会を開催する予定であります。

- 委員長（中村勝彦君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） おおよそどのくらいの時期に、このパブリックコメントが実施できそうかというのは、見通しは立ちますか。
- 委員長（中村勝彦君） 野田建設課長。
- 建設課長（野田一寿君） 今のところ予定をしておるのは、1月から2月の間に行う予定であります。
- 委員長（中村勝彦君） よろしいですか。

小林委員。

- 委員（小林真理子君） およそ1月ということになると、パブコメ出すときにはもうほぼ形が出来上がった状態のものということになるんだろうと思いますが、この居住誘導区域の設定とかは、今、住んでいる方々にとっても、結構重要な問題かと思うので、その前段階では話を聞くということとはできないんですか。
- 委員長（中村勝彦君） 野田建設課長。
- 建設課長（野田一寿君） お答えいたします。

この2年の間に、まだ国土交通省、今からなんですけど、県といろいろ協議を行ってきました。その中で、当初我々が思っていたのとちょっと違うなと思ったのが、国土交通省の協議の中で、誘導区域を認められないと、いわゆる私どものほうでここですというこ

とを、国に認めてもらえないと認可が下りない。このような仕組みになっておりました。

ですので、私どもとしましては、その区域のほうアドバイザー会議で諮り、先ほど現地でもご説明した低・未利用地、あそこを中心に居住区域と。ただ、居住区域と都市機能施設の誘導区域を、当初もやはり分けるのかなと思っていたんですが、これも協議の中で、同一区域の中に点在することが可能という話を聞きましたので、当初、我々が思っていたほどの、今、小林委員がおっしゃったようなところが問題になるなとは思っていたんですが、そういった打合せ等する中で、大きく枠の中でできるという回答を得ましたので、そこら辺については、問題はなしかなと思っています。

ただ、それを枠で囲む、区域を決めるというのが、認可を受けないと、許可を受けないとできないということが分かりましたので、その全てが把握できた上での説明会、いわゆる最終段階ということになっております。

- 委員長（中村勝彦君）　　続きまして、佐藤委員、お願いします。

佐藤委員。

- 委員（佐藤浩美君）　　次のところで、耐震診断及び耐震化補助の実績ということで、前にも少し聞いた気もしますけれども、改めて、ここ数年も含めて実績をお願いします。

- 委員長（中村勝彦君）　　野田建設課長。

- 建設課長（野田一寿君）　　お答えいたします。

まず、耐震化補助の実績でございます。平成17年から行っておりまして、17年以降、診断がまず285件、その診断の結果、耐震化が必要と認められ、耐震化を行ったケースが40件となっております。

また、木造建築の耐震化率につきましては、正直不明でございます。というのは、当課で扱っております耐震改修促進計画、こちらのほうの令和2年度の耐震化率ですと、75.8%となっております。

ただ、この数字には、非木造が入っておりますので、今後、来年にこの促進計画の見直しを行いますので、その見直しのときに、非木造、木造は分けられるような形で成果を問いたいなと、このように思っております。

- 委員長（中村勝彦君）　　佐藤委員。

- 委員（佐藤浩美君）　　ありがとうございます。分かりました。

それで、大きな地震、能登半島地震等も起きて、人ごとではないということで、いろいろな危機感を募らせている昨今であります、それで、テレビなどで、能登半島の地震

の様子、復旧がなかなか進まない状態を見たり、聞いたりしている中で、崩れている建物が、昭和57年基準というその建築について、今はそうですね、耐震化の基準が。けれども、2000年基準というのがある、その建物は、ほとんどあの能登半島でも崩れていないというのをテレビで見たんですけれども。

国とか県とかも、まだそこまではいっていないのかもしれませんが、それを2000年基準に変えていくというような見通しといたしますか、私は必要があるのではないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

- 委員長（中村勝彦君） 野田建設課長。
- 建設課長（野田一寿君） お答えいたします。

委員ご質問の中での耐震の基準というところがポイントになると思います。昭和56年以前というものが、震度5に対応する基準となっております。昭和57年以降については、既に震度7に耐えうる耐震となっております。

その中で、2000年ということの基準と申しますと、耐震というより、その建物自体の壁とか家具、またそういった建物の中に設置されているものの固定とか、そういったものが含まれておりますので、耐震としては、震度などを最大限をこの時点でクリアしておりますので、今の現状が、それは変わらないのが一つの理由だと思っております。

以上です。

- 委員長（中村勝彦君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） ありがとうございます。

では、昭和57年基準で、建物としては震度7に対応できるということで、そこがクリアされていれば、大体大丈夫だろうとそういう考え方ですね。分かりました。

では、それに向けて耐震の補助とか、そういうものが増えていくというように、宣伝とか対応していただければいいかなと思います。

次にいいですか。

次は、空き家対策と関わって、住宅リフォーム制度を復活させる必要があるのではないかなということなんですけれども、先ほど来、移住者がもし空き家を使いたいというように、リフォーム必ずすると思うんですけれども、そういう際に、環境課のほうの省エネ住宅、そういうものを使ってリフォームするための補助はあるけれども、過去に住宅リフォームというものがあったということなんですけれども、それがあれば、より移住者にとってもやりやすい、魅力的なものになるのではないかなということを思いまし

て、これを復活させる必要が、そういう移住者対策、空き家対策ということであるのではないかというふうに考えるんですけれども、いかがでしょうか。

- 委員長（中村勝彦君） 野田建設課長。
- 建設課長（野田一寿君） お答えいたします。

過去、我々のほうで3年の基準というところの中で、県の建設組合連合会とか市内の建築士さんたちからも要望を受け、3年限定でリフォームの補助を行ったところであります。当時、その3年行った中で、好評いただいて、延長していただきたいという要望の下、さらに3年かけまして、6年を行ったところであります。

その頃スタートしたときに、3年という限定の中で、ぜひというお声がけを周知したところで、3年延長かけて、合計6年と。

その後につきましては、基本的には、リフォームのほうは一つ目的を終えたなということで、事業のほうも取りやめを行いました。

今、ご質問の復活というお話でございますが、やはりリフォーム自体、空き家等が入ってきた場合に限って、例えばそういったものが耐震化が必要だと判断をされれば、今現在ある耐震化の補助を使っていただければ、よろしいかなと思っております。

またかつ、こちらの考えとしまして、やはり東日本大震災以降、こういった大規模な地震等が、発生というのが、回数が増えてきています。そういった中でも、やはりリフォームより耐震化に力を入れるべきだなと判断をしておりますので、今のところ、復活というより、耐震化のほうを一生懸命やっていこうと思っております。

- 委員長（中村勝彦君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） なるほどというふうにも思いますけれども、山梨市では、まだ住宅リフォーム制度が残っているということも聞きますし、新しい、若い方々が新築住宅に住みたいと思うかもしれないけれども、例えば新築が増えると、元の住宅は朽ちていって、空き家問題になっていくという、そういうこともあるので、やはり今ある住宅をリフォームしていくということの動機づけというんでしょうか、そういうものが必要だと思し、それから、大工さんたちの技術を、跡取りさんがなかなか今大変だということも聞きますし、そういう産業の面でも、そういう住宅リフォームというものが有効ではないかなというふうに思いましたので、そのようなことを伺いましたけれども。

おっしゃるように、耐震化と一緒にということのようですので、耐震化についての補助がこんなにあるよと。住宅リフォームをするときには、耐震化と合わせてすればいいよ

というような広報、周知、そういうことを魅力的に移住者にも、そして市内の若い人にも、新しいものを建てればいいというものではないというか、そういうことで、宣伝、広報などに励んでいただければというふうに思います。要望です。

○ 委員長（中村勝彦君） 続けてお願いします。

○ 委員（佐藤浩美君） では、委員長お願いします。裏がありました。

今、旧花月ビルの活用法について、市民と共同で活用委員会をつくって、考えたらいかがかという、そういうことなんですけれども、先ほど花月ビル見させてもらいまして、あのくらいのスペースに、やはり駅に近いというところがとても魅力で、そこに、おととい私、一般質問で、韮崎市のお話をしたんですけれども、そういう若者が寄れるようなところがつくればいいなということを思います。

それも含めて、そしてもう一つは、今、大和村のほうに子どもの陽だまり教室があるんですけれども、そこは遠いし、中学生しか現状行けていないという状況の中で、低学年の子どもも行けるような、電車に乗ってすぐ来られるような、そういうところに陽だまり教室第2号みたいな、お日様教室みたいなものをつくるのもいいのかなというふうにも思いますし、そういうことも含めて、市民に意見を聞いて、ただアンケートを取ることだと、実はアンケートというのは、みんなそのことについてはきちんと理解がないと、割合無責任な答え方をするということがままあるわけですね。

だから、一緒に駅前活性化なり、そういうものも含めて、市民と活用検討委員会みたいなものをゼロからというんでしょうか、つくって、さっき立地適正化計画のほうの都市のほうの市民説明会というふうにおっしゃいましたけれども、活用委員会というようなものをつくって考えたらいかがかなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○ 委員長（中村勝彦君） 野田建設課長。

○ 建設課長（野田一寿君） お答えいたします。

委員お尋ねのその協働での活用委員会ですか、というところなんです、今、立地適正化計画に載せるについてですが、正直時間がちょっと少な過ぎるというのが一つあります。

今、アドバイザー会議、庁外の有識者、地域の代表者たちといろいろなお話をして、そこで諮っております。

今私ども考えておるのは、庁内検討の中で、花月ビルの考えをまとめた上で、1階部分

については待合休憩所という中で、今後の活用等につきましては検討中であると一般質問でもお答えをいたしました。

そういった中で、アドバイザリー会議の中では、そこら辺の利用方法については、諮っていかうかと考えておりますが、基本的にまず先ほどの小林委員にもお答えしたとおり、事業の中の整備認可、いろいろなものの認可を国から了承を得なければならないというところがありますので、そういった意味でも、都市機能施設というすみ分けの中で認可をいただきますので、そこら辺についてはまた今後検討していきたいなと思っております。今の段階ですと、その活用委員会をちょっと立ち上げるまでには、時間がなく、今はできないという認識でおります。

- 委員長（中村勝彦君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） もう時間も迫っているということで、分かりますけれども、あそこの空いているスペースをどう使うかというのは、例えば、商業施設にするとか、会議室にするとか、何かこういう方面でないと駄目というような縛りというのはあるんですか。
- 委員長（中村勝彦君） 野田建設課長。
- 建設課長（野田一寿君） お答えいたします。

ご質問のとおりあります。

商業施設というのは、基本的には都市機能施設には該当しません。いわゆる医療、福祉、教育、それから、公共交通、そういった都市を形成するに当たり必要な施設となっておりますので、具体的に言うと、公民館とか図書館とかが該当はするんですが、例えば、これもまた医療とはいっても、個人的な医療とか、それから個人的なそういう物はなりません。

そういったところも、実はいろいろな、言葉で言うと、今言ったような一本でいくんですが、やはりその協議の中で、こういった方向性を示すかというところで、国の許可が下りますので、我々としてはできる限りは、都市機能施設として幾つか例を挙げた中で、許可をいただきたいと。その許可がいただければ、そこまでに活用がまとまらなければ、それを参考にして、こういった方向性に進むかという道しるべはできてくると思います。

ちょっと明確な答えにはなっていないと思いますが、すみません。

- 委員長（中村勝彦君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） 難しいですね。分かりました。

私も無責任な、提案みたいなことを言いましたけれども、それも、こちらに動きがあって、どこか場所をすごい探しているぞ、というのではないので、なかなか提案としては難しいということは重々承知なんですけれども。

そういう駅に近いという、駅から歩いて30秒ぐらいのところですから、そういう若い人が集まれるような所があればいいなというふうに、思ったりするということで、感想で申し訳ありませんけれども、縛りがあるということは分かりました。

次いいですか。

○ 委員長（中村勝彦君） 続けて。

○ 委員（佐藤浩美君） では、次のところですけども、これは、環境センター跡地の公園改修事業の進捗状況ということですが、これについては一般質問で、高野議員が質問されたので、大体地元説明会のことは理解をいたしました。午前中は萩原委員が、環境課にお話をされていたことと関連をするんですけども、周辺の川に生物多様性の感じられるようなところがあるというふうに聞くんですけども、そういうのを守る配慮がなされる計画になっているかということを伺います。

○ 委員長（中村勝彦君） 野田建設課長。

○ 建設課長（野田一寿君） お答えいたします。

これも設計するに当たり、そういった周辺環境への影響、そういったことを当然考えた上で、計画をしていきます。幾つか当課にもそういった相談等は、近隣の方から相談を受けているような状況にありますので、そういったことを反映した上で、こうするああするところを、一般質問でお答えした説明会の中で、そういったことは対応していこうと、このように考えております。

○ 委員長（中村勝彦君） 佐藤委員。

○ 委員（佐藤浩美君） 近隣の方々が、これはいい公園だなと、使い勝手もよいし、そして、周りの自然とも調和して、みんなのものになっていくという、そういう公園になればいいというふうに思いますので、いさかいか、何かそういうものの中で、あそこはねなどというふうにならないよう、より良い公園になるようによろしく願います。

以上です。

○ 委員長（中村勝彦君） この件は、どのような設計になっていくのかは、10月の説明会までには、内容が詰まってくる話ですよ。いろいろな検討をされて、熟慮を重ねてということだったんですけども、そういった場合は、自然をとということになると、無農

葉で天然芝という可能性も、その中の一つの選択肢のうちにはあろうかと思いますので、全国の事例をしっかりと調べて、環境に保全に努めるような形で進めていただければと私も思っておりますけれども、ぜひ熟慮を重ねていただきたいと思います。

では、ここで建設課は退席いたします。

では、この後は、市民との対話集会の概要を皆様とともに話し合わせていただきまして、あと、議長から宿題をいただいておりますので、その部分、委員会の会議録の扱いで、公開についての話で、来週に控えておりますリサイクルセンターの視察研修の再確認をさせていただきたいと思います。

初めに、市民との対話集会なんですけれども、企画の内容は、もう最終日までには決めて、相手もありますので、こちらの希望する相手全ての方に参加いただけるかどうか。あと、日程の調整もありますので、早めに決めていきたいなと思っておりますので、最終日を目標にしたいと思います。

今日、皆様からご意見いただきまして、また改めて整理した内容を、途中の委員会で、皆さん集まるときありましたら、また確認してもらいながら、LINEも使いながら、進めていきたいと思います。

前回は、この1枚のA4の紙、この1枚のものを固めていくための残り2枚は参考資料でありますので、どのように決めていくのか。どんな方に集まっていたいただきたいのか、どんな方の話を聞きたいのか、もしくは、どういう内容で進めていきたいとか、これはどちらが先でもいいんですけれども、皆様からご意見ありましたら、ざっくばらんにいただきたいと思います。

これは打合せになるので、一度休憩を取って、皆様からお話しいただきたいと思います。休憩いたします。

休憩 午後 2時26分

再開 午後 3時04分

○ 委員長（中村勝彦君） 再開いたします。

皆様のほうから何かご発言はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○ 委員長（中村勝彦君） では、私のほうから。

所管事務調査につきましては、リサイクル業務の所管事務調査は、今月中に報告書を出

したいと思います。国保につきましては、さらに継続して、議会閉会中も開催していきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

- 委員長（中村勝彦君） では、以上のように所管事務調査は進めさせていただきます。

あと、前回の全員協議会の際に、議長より提案いただきました委員会の会議録のホームページ掲載についてであります。各委員会で話し合っていただけないかという話でしたので、皆様のご意見をお聞きしたいと思います。

全協の場では、委員会の会議録は、ホームページに載せたほうがいいのかという意見が出ておりましたが、前回のときには、内容が会議録の内容とかではなかったので、それを改めて皆様の意見を集約するのは、各委員会ということになりましたので、今ここでご発言を求めているところであります。

委員会の会議録を載せていくには、いろいろな整備があらうかなと思うのが、今、議事録が、当局の説明の部分は、説明がありましたか。

（「それはなし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（中村勝彦君） 説明はなし。議事録にはなっていない、説明はなしという議事録ですね。

今あるものは、議事録としてそのまま載せて、今のものを載せていくのか。その辺のところも、僕のほうではちょっと整理がし切れていないんですけども、多分、今、議事録としてなっているのは、当局からの説明が説明をなす。その後、質疑が入って、答えが入ってという感じです。

会議録のホームページ掲載について、ご意見いただけたらと思います。

すぐにできるか、時間がかかるかわかりませんが、気になる点等あったら言っていただきたいですし。

佐藤委員。

- 委員（佐藤浩美君） 今の会議録は、当局の説明なくて、その後からですよ。今、私たちが手に入れられる。もし、公開するということであると、当局の説明から入るということですか。

- 委員長（中村勝彦君） その辺もちょっと自由に、今、気になる点等あったら。僕は気になる点は、そこが気になったなというところで、ほかになれば。皆さんが感じるところをお話しいただければなど。

- 委員（佐藤浩美君） では、いいですか。

基本、委員会も傍聴ができるわけだから、ということは、公開ということなので、公開原則の議会としては、会議録のホームページ掲載もしていいのではないかというふうに思います。

- 委員長（中村勝彦君） ほかほございますか。

- 委員（岡部紀久雄君） ちょっといいですか。

代表のほうはホームページに掲載というのは、市民とかいろいろの方からいろいろとあって……

（「マイクを」と呼ぶ者あり）

- 委員（岡部紀久雄君） 会議録の公開というのは、いろいろの方から全協の様子をホームページに載せるとか、そういう要望があって、ここの議題としてこうなってきたのですか。そうでなくて、議長の考え方でやったんですか。

- 委員長（中村勝彦君） 前回の全員協議会のお話です。議員からの提案があって、議員からでしたよね。

（「議員からです」と呼ぶ者あり）

- 委員長（中村勝彦君） 議員さんからの提案があって。欠席でしたね。

議員から提案があって、議長に掲載するべきではないかというような発言をする議員さんがいて、議長が一存ではというところで、各委員会で話し合っただけませんかという経過の中で、今なっています。

1時間たちますので、ちょっと一回休憩を取りまして、再開したら皆さんにご意見をいただきたいと思います。

ここで休憩いたしまして、再開を15時20分といたします。

休憩 午後 3時09分

再開 午後 3時20分

- 委員長（中村勝彦君） 再開いたします。

引き続きまして、委員会の会議録の公開、すみません、私、公開と言いましたけれども、公開今されておりますので、ホームページに掲載するかどうか。これにつきまして、ご意見をいただきたいと思います。

- 委員（岡部紀久雄君） 個人的には、私は違うものではないですかね。

（「岡部さん、マイク」と呼ぶ者あり）

- 委員（岡部紀久雄君） 個人的な意見を言いますと、私は、今日のところでは、あと少し検討させてもらいたいと、こういうふうに思っています。
- 委員長（中村勝彦君） 荻原委員。
- 委員（荻原哲也君） 私は、佐藤委員と同じように、いつでも市政、公開しているものですから、ホームページの公開というのは、逆に必要かなと思いますし、会議録を取り寄せて、経費もかかるというところも考えると、ホームページの公開というのは、実際そういったニーズもあるんじゃないかなというふうに思います。
- 委員長（中村勝彦君） 皆さんせっかくなので、ご意見いただいてもよろしいですか。
日向委員は。マイクをお願いします。
- 委員（日向 正君） 岡部さんが、ちょっと時間が欲しいというか、検討するということに、私も何かそんな感じがします。というのは、まだどういうふうになるのかというのが、頭にちゃんとまだ入っていない状態なので、そこはもう少し時間をいただいて、他市町村のこととか、どういうふうにすればいいのかとか、そういうふうな問題を少し精査してから意見をまとめたいと。
基本的には公開ですから、そこは全然変わらない。変わらないんですけれども、今の要点筆記というか、どういう形でいくのかなというのを、またちょっと頭もあまり、こうだというのはぱっと浮かばないので、少しお時間いただきたいと、これが基本です。
- 委員長（中村勝彦君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） 私はホームページ掲載はしていただきたいなと思っています、ずっと。本会議の会議録と同じように、検索をかけられる市町村もあって、どういう掲載方法がいいのかは、いろいろ研究しなければいけないと思うんですけれども、できれば本会議と同じように、私は、検索かけられる会議録がとても便利でいいなと思うんですが。
でも、今の委員会の会議録のある状態が、ちょっと本会議の会議録とは違うので、そこを全部丁寧にやるのは大変だと思うので、リンクを置いておくとか。
だから、掲載の仕方は本会議のとは分けるのか、そういうところも研究しなければいけないと思うけれども、やはり委員会の会議録は、ホームページに張ってあると、いいと思います。
- 委員長（中村勝彦君） 小野委員はいかがでしょうか。

○ 委員（小野公秀君） 私も、岡部委員の話で、ホームページに載せる線は、もうちょっと時間が欲しいと、検討してみたいと思っています。

○ 委員長（中村勝彦君） 皆さんご意見をいただきました。ホームページに載せることへの方向性は、皆さんあるのかなと思いますが、気になる点を解消したい意見と、ホームページに載せる際の手法、技術的な手法等も検索できるようにしたほうがいいということも出ておりました。

あと、先ほど要点筆記がうちの決まりですけれども、今、全文になっている。こういう部分と、あと、気になる部分が今すぐ出てこない部分等もあったとしても、全てクリアにしてから進めたほうがいいということで、これは進める方向は皆さん進める方向という確認でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 委員長（中村勝彦君） ただし、注意点、手法等は研究していくべきではないかというところで、今すぐというよりは、今すぐという意見もありましたが、その部分もということになると、厚生経済常任委員会で、議会全体のその部分をやっていくには、議長にどう伝えたらいいかなというようなところで、さっきの掲載方法、検索できるようにしてほしい。これは我々にその権限がないんですけれども、そこを研究していただくには、議長が議運に諮問をしていただくのもいいかなと。厚生経済としては、前向きに掲載は進めていくことでありますけれども、手法とか注意点等は、議長のほうで調べていただきたいと、議運のアドバイスもいただきたいという報告でよろしいでしょうか。

（「そちらの報告したら」と呼ぶ者あり）

○ 委員長（中村勝彦君） いいですか。

では、議長にそのように伝えさせていただきます。

では、そのほか皆様からございますでしょうか。

（発言する者なし）

○ 委員長（中村勝彦君） では、本日の発言を打ち切ります。

以上をもって、その他案件について終了いたします。

以上で厚生経済常任委員会を散会いたします。

〔散会 午後 3時26分〕